

受注者各位

胆振総合振興局室蘭建設管理部

## 工事・業務に関わる受注者の相談窓口の開設について

今般、当建設管理部発注の請負工事や委託業務において、受発注者の緊密な連携体制を整えることにより、一層の円滑な業務執行を可能とするため、工事・業務に関わる受注者の相談窓口を設けることといたしましたので、お知らせします。

なお、下記の窓口にご相談されることにより、相談者(会社・個人)に不利益が生じることはありません。

### 記

#### 1 対象

当建設管理部が発注した請負工事・委託業務を受注し、契約期間中である方を対象とします。

- ・請負工事は、土木工事に係るものとします。(建築工事、営繕工事は除きます。)
- ・委託業務は、設計、測量、地質調査その他の土木工事に係るものとします。  
(庁舎管理や清掃等の委託業務は除きます。)

#### 2 相談内容

受注した請負工事、委託業務で、契約期間中のものについて、以下のような内容のほか、どのような内容でも構いません。

- ・工事内容、業務内容の変更や、契約対象となる工事、業務の範囲に関すること
- ・工事や業務の条件変更や、それに伴う契約変更に関すること
- ・就業環境の改善に関すること

#### 3 相談窓口

相談内容に加えて、工事名又は業務名、会社名、相談者の役職・氏名を記載の上、下記のメールアドレスのいずれか宛てに、電子メールで送付してください。

(建設管理部あて)

murorankenkan.tiiki@pref.hokkaido.lg.jp

※メールの件名は、「工事・業務に関わる相談(室蘭建設管理部地域調整課長あて)」  
としてください。

(北海道建設部あて)

gikan.gijutu@pref.hokkaido.lg.jp

※メールの件名は、「工事・業務に関わる相談(建設部建設管理課技術管理担当課長あて)」  
としてください。

( 室蘭建設管理部事業室地域調整課 )